

# 代議員選挙規程

## (目的)

第1条 本規程は、代議員を選出するための選挙の方法を定めることを目的とする。この規程に定めるもののほか、代議員選挙に必要な細則は理事会において定める。

## (選挙の指揮)

第2条 代議員選挙の指揮は、第3条に定める選挙管理人が行う。

## (選挙管理人)

第3条 代議員選挙を管理するために選挙管理人をおく。

- 2 選挙管理人は、正会員の中から理事会が選任する。
- 3 選挙管理人の定員は、2名以上4名以下とする。
- 4 選挙管理人は代議員選挙候補者となることはできない。
- 5 選挙管理人の任期は、選任の時から2年後の代議員選挙の結果を理事会に報告する時までとする。
- 6 選挙管理人は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 7 選挙管理人は辞任する旨をこの法人に届けることにより、任意にいつでも辞任することができる。
- 8 選挙管理人が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該選挙管理人を解任することができる。
  - 一 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
  - 二 管理人としてふさわしくない行動があったとき。
  - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- 9 選挙管理人は、会員資格を喪失したとき、同時に自動的に選挙管理人の資格も喪失する。

## (代議員の数)

第4条 代議員の数は、概ね正会員50名に対して1名とし、160名以内とする。

## (選挙権)

第5条 正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。

## (被選挙権)

第6条 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は代議員選挙に立候補することができる。

## (候補者名簿の作成、公告)

第7条 選挙管理人は、2年に1回11月に代議員の候補者を公募し、応募した正会員の全員を記載した候補者名簿を作成し、その年の12月末日までに選挙権を有する会員へ公告する。

## (候補者の推薦)

第8条 候補者名簿作成の便を図るため、理事会は本人の承諾を得たうえで、本会の各種事業等について推進的役割を持つ候補者推薦名簿を正会員の中から作成し、選挙管理人に提出することができる。

- 2 前項による候補者の推薦が行われた者は第7条の応募があった者とみなす。

## (代議員の選任)

第9条 第7条により公告された代議員候補者に対して、2年に1回、正会員による選挙を行う。

- 2 適任と認める得票数の多い順に定員枠（最大160名）に入る最大の人数の者を代議員とする。選出さ

れた代議員の氏名、所属機関はその年の2月末日までに公告する。

- 3 第1項において、代議員候補者数が定員160名以内であった場合、選挙管理人は投票を省略することができる。選挙管理人が投票の省略を決定した場合、候補者全員を代議員とする。

(投票方法)

第10条 投票は書面又は電磁的方法により、それを本会選挙管理人宛てに発信する。

- 2 投票用紙の書式等は、別に定める。

(規程の変更または廃止)

第11条 この規程の変更または廃止は、理事会の決議を経て行う。

付則

この規程は平成24年8月1日から施行する。

(2023年9月20日 一部変更 理事会議定 即日施行)